

総行経第44号  
総行サ第15号  
令和7年7月2日

各都道府県知事  
各都道府県議会議員  
各指定都市市長  
各指定都市議会議員

} 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の公布及び施行について（通知）

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号。以下「改正令」という。）が本日公布されました。

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号。以下「改正法」という。）については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和6年7月2日付け総行行第280号・総行市第75号・総行経第15号・総行デ第37号・総行公第46号各都道府県知事、各都道府県議会議員、各指定都市市長、各指定都市議会議員宛て総務大臣通知）により示したところですが、改正令は、改正法の施行に伴う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等の規定の整備を行うものです。

貴団体におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

#### 第一 情報セキュリティに関する事項

改正法による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第244条の6第3項における、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に係る指

針及び助言の対象から除く政令で定める執行機関は、公安委員会とされたこと。  
(改正令による改正後の地方自治法施行令(以下「新令」という。)第173条の7関係)

## 第二 eL-QR を活用した公金収納に関する事項

### 一 地方自治法施行令関係

- 1 新法第243条の2の7第1項に規定する政令で定めるものは、現に個別の法律に基づき eL-QR (地方税統一 QR コード) を活用できるとされている次に掲げるものとされたこと。(新令第173条の4第1項関係)
  - ① 地方税(当該地方税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。)
  - ② 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第21条の2に規定する地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金
  - ③ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金
  - ④ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第2条第9号に規定する特別法人事業税に係る徴収金
- 2 地方税法施行令(昭和26年政令第245号)第57条の5から第57条の5の3までの規定は、新法第243条の2の7第2項の規定により地方税共同機構に同項に規定する特定収納事務を行わせる場合について準用するものとし、必要な読替えを定めるものとされたこと。(新令第173条の4第2項関係)

### 二 市町村の合併の特例に関する法律施行令関係

改正法により、新法における eL-QR を活用した公金収納に係る規定を合併特例区の財務について準用することとされたことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成17年政令第55号)において上記一に係る新令の規定を合併特例区の財務について準用するなど、所要の規定の整備を行うこととされたこと。(改正令第5条関係)

## 第三 その他の事項

その他の所要の規定の整備を行うものとされたこと。

## 第四 施行期日

改正令は、改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(※)から施行するものとされたこと。ただし、第一に関する規定については令和8年4月1日から、第三に関する規定の一部については公布の日から施行するものとされたこと(改正

令附則関係)。

※ 改正法公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令（別途公布予定）で定める日。